

# I 申請概要

## 1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 村尾 和俊

(以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東西」という。)

## 2. 申請年月日

平成24年6月19日(火)

## 3. 実施予定期日

認可後、準備が整い次第実施。

## 4. 概要

複数年段階料金を適用する光信号主端末回線(以下「エントリーメニュー」という。)に係る接続料等を設定するため、接続約款の変更を行うものである。

## II 主な変更内容

### 1. 変更の経緯

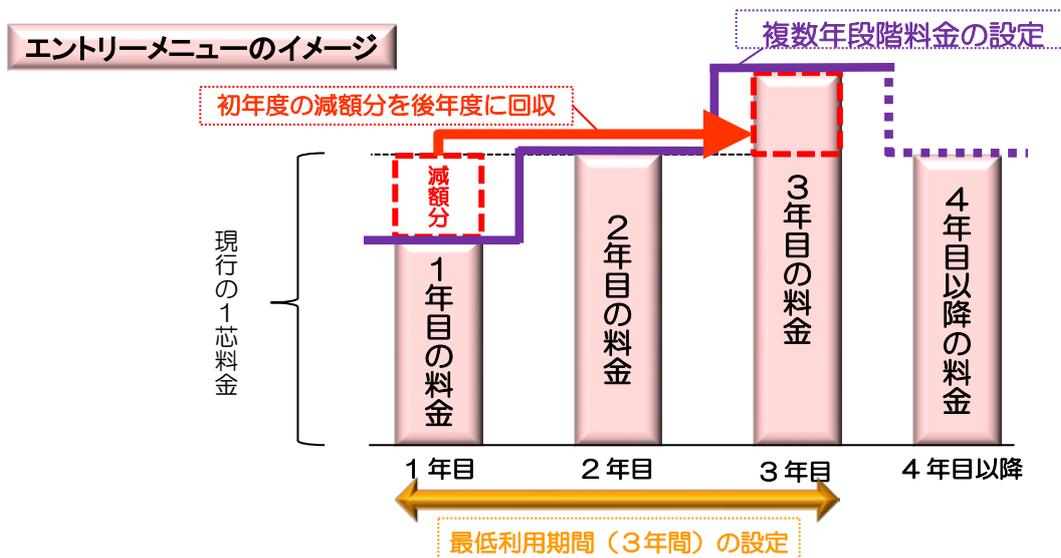
NTT東西の提供する加入光ファイバ接続料については、情報通信行政・郵政行政審議会において分岐単位接続料設定の適否に関する多角的な検討が行われた結果、平成24年3月29日付け同審議会答申<sup>1</sup>(以下「情郵審答申」という。)において、NTT東西の光配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入を図ることが適当とされた。

同答申を踏まえ、平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る接続約款変更(補正)の総務大臣認可に当たり、「光配線区画の見直しが完了するまでの間の補完的措置として、エントリーメニューを早期に導入するために、速やかに接続約款の変更申請を行うこと」等が条件として付されている。

今般、以上の経緯を踏まえ、エントリーメニューに係る接続料等を設定するため、接続約款の変更を行うものである。

### 2. 概要

エントリーメニューは、情郵審答申に基づき、①複数年(3年間)段階料金の設定、②未回収コストの各社個別負担、③後年度回収の実施及び④最低利用期間(3年間)の設定を主な構成要素として組成される加入光ファイバの光信号主端末回線に係るメニューである。



#### (1) 接続料算定(網使用料)

エントリーメニューに係る接続料については、情郵審答申(「エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方」)を踏まえた算定方法により、以下のとおり設定されている。

<sup>1</sup>「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(加入光ファイバ接続料の算定に関する検討)」

- エントリーメニューが適用される芯線のうち、開通から1年に満たないものについては、同答申で示された考え方<sup>2</sup>を踏まえて算定した割引率（NTT東日本：19.4%、NTT西日本：24.4%）に基づき、既存の光信号主端末回線（以下「既存メニュー」という。）に係る接続料から一定額を低減させた料金が適用される。
- 開通後3年目のものについては、1年目の低減額及び当該低減額に係る利息を3年目に適用される既存メニューに係る接続料に加算した料金が適用される。

＜平成 24 年度適用開始分＞

（タイプ1-1）※5

適用時期	NTT東日本	NTT西日本	[参考]H24 年度 既存メニュー	
			NTT 東日本	NTT西日本
H24 年 4 月 1 日から H25 年 3 月 31 日まで に適用する料金 (接続開始日から1年未満の場合)	2,428 円 ＜▲585 円※1＞	2,908 円 ＜▲938 円※1＞	3,013 円	3,846 円
H25 年 4 月 1 日から H26 年 3 月 31 日まで に適用する料金 (接続開始日から1年以上 2年未満の場合)	H25 年度に適用される既存メニューに係る接続料と同額(2,986 円※2)	H25 年度に適用される既存メニューに係る接続料と同額(3,055 円※2)		
H26 年 4 月 1 日以降 に適用する料金※4 (接続開始日から2年以上 3年未満の場合)	H26 年度に適用される既存メニューに係る接続料※3  + 600 円(1年目の低減額 及び低減額に係る利息)	H26 年度に適用される既存メニューに係る接続料※3  + 964 円(1年目の低減額 及び低減額に係る利息)		

※1 既存メニューに係る接続料からの低減額

※2 H23年度における接続料収支の実績値の判明後に乖離額補正が行われる予定。局外スプリッタの接続料については、H24年度のものであり、実績原価方式にて毎年更新される。

※3 H26年度に適用される既存メニューに係る接続料は、別途認可申請がなされる予定。

※4 適用開始から3年を経過した後は、該当する年度の既存メニューに係る接続料が適用される。

※5 平日・昼間帯故障修理の場合。

（2）適用地域

エントリーメニューの適用地域については、情郵審答申（「エントリーメニューの適用地域に関する考え方」及び「想定される適用地域」）において、①「ある時点におけるFTTHサービス市場における「非競争地域」に限った適用とすることが適当」とされていること、②「実際の運用に当たっては、各設備構築事業者が参入しているエリアの詳細を確認した上で、実態に沿うように見直すことが必要」とされていることを踏まえ整理された以下の考え方に基づき、具体

<sup>2</sup> まず加入光ファイバ接続料（主端末回線接続料）における「1ユーザ当たりコストがドライカップ接続料と同水準となるために必要となる獲得ユーザ数」を求め（NTT東：3.1ユーザ、NTT西：3.9ユーザ）、次に加入光ファイバ接続料（主端末回線接続料）とドライカップ接続料の「1ユーザ当たりコストが同等となる水準（NTT東：973円、NTT西：977円）を超える部分を算出し、これをドライカップ接続料と比べた場合の「超過コスト」とみなした上で、当該部分を比率化して1年目の接続料から割引くというもの（参考資料を参照）。

的に選定が行われている。

■ 平成24年3月末時点において、NTT東西がフレッツ光サービスを提供しているビル（以下「フレッツ光提供ビル」という。）のうち、他事業者の参入しているエリアがそのカバーエリアの半数に満たないビルをエントリーメニューの適用対象とする。

【参考】＜エントリーメニューの適用対象となるフレッツ光提供ビル数（見込み<sup>3</sup>）＞

	NTT東日本	NTT西日本	[参考] 全国
①フレッツ光提供ビル数 （平成24年3月末時点）	1,606	1,348	2,954
②エントリーメニューが適用される フレッツ光提供ビル数	738	407	1,145
③エントリーメニューが適用される フレッツ光提供ビルの割合	46.0%	30.2%	38.8%

なお、接続事業者が光信号主端末回線伝送機能（シェアドアクセス方式）を利用する際には、あらかじめNTT東西のビル単位で既存メニューかエントリーメニューか選択の上利用することとなる。

### （3）最低利用期間の設定

エントリーメニューの最低利用期間については、情郵審答申を踏まえ、3年間と設定されている。また、接続事業者が最低利用期間内にエントリーメニューの解約を行った場合、以下のとおりの違約金が適用される。

＜解約時における違約金請求イメージ（数字はNTT 東日本の場合）＞

解約時期	1年目	2年目	3年目	
1年未満				<p><b>違約金:</b></p> <p>①1年間に満たない残余期間分の既存メニューに係る接続料</p> <p>②解約時までの低減額及び低減額に係る利息</p>
1年以上2年未満				<p><b>違約金:</b></p> <p>③1年目の低減額及び低減額に係る利息</p>
2年以上3年未満				<p><b>違約金:</b></p> <p>④1年目の低減額及び低減額に係る利息のうち未払</p>

<sup>3</sup> 平成23年9月末時点の全国の超高速ブロードバンドサービスエリアの状況（総務省調べ）により推計したもの。平成24年3月末時点のものが取りまとめられた後、最終的に確定されることとなる。

#### (4) その他(附則に規定)

- NTT東西においては、本申請の認可後にエントリーメニューの導入に係るシステム改修を行い、準備が整い次第、エントリーメニューの適用を開始する予定。
- エントリーメニューは光配線区画の見直しが完了するまでの間の補完的措置であるため、光配線区画の見直しが完了した際にはエントリーメニューに係る新規受付を停止する予定。
- エントリーメニューの導入のために必要となるシステム開発に係る費用(NTT東西各約92百万円)については、年経費化した上で、別途回線管理運営費として回収が行われる予定<sup>4</sup>。

---

<sup>4</sup> なお、当該システム開発については、情郵審答申において、「多様な事業者の FTTH サービス市場への参入の弾力化が目的の一つであることに鑑み、NTT 東西においては、必要となるシステム改修等のコストを極力抑えるよう努める」こととされている。また、平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る接続約款変更認可申請(補正)の認可に当たっても、「必要となるシステム改修等のコストを極力抑えるよう努めること」が条件として付されている。